

自然科学研究機構基礎生物学研究所技術課業務分掌規則

平成 16 年 4 月 1 日
基研規則第 16 号

(目的)

第1条 この規則は、自然科学研究機構基礎生物学研究所及び岡崎共通研究施設における研究活動を支援するための技術に関する専門的業務を処理するため、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成 16 年通則第 1 号）第 37 条の規定に基づき設置された基礎生物学研究所技術課（以下「技術課」という。）の組織及びその業務分掌を定めることを目的とする。

(技術班)

第2条 技術課に、その業務を処理させるため、次の 2 技術班を置く。

- 一 研究施設技術班
 - 二 研究技術班
- 2 研究施設技術班においては、超階層生物学センター、岡崎共通研究施設アイソトープ実験センター、IBBPセンター及び安全衛生管理室に係る技術に関する専門的業務を処理するほか、技術課の業務に関し、総括し、連絡調整する。
- 3 研究技術班においては、研究部門、研究室及び研究ユニットにおける技術に関する専門的業務を処理する。

(研究施設技術班の業務分掌)

第3条 研究施設技術班に、その業務を分掌させるため、次の 6 係を置く。

- 一 施設第一係
 - 二 施設第二係
 - 三 施設第三係
 - 四 施設第四係
 - 五 施設第五係
 - 六 施設第六係
- 2 各係においては、別表に掲げる研究施設における次の業務を分掌する。
- 一 技術上の企画に関すること。
 - 二 研究施設の環境の維持に関すること。
 - 三 研究用機器等の運転、運用及び保守管理に関すること。
 - 四 研究用機器等の利用者に対する操作協力に関すること。
 - 五 測定及びそのデータ解析に係る技術相談に関すること。
 - 六 研究用機器等の利用技術の開発に関すること。
 - 七 研究用器具及び試薬の管理に関すること。
 - 八 法令の規定等により必要とされる研究用機器の運用及び研究施設の運営に係る記録及び届出等に関すること
 - 九 技術に関する講習会及び研究会の運営に関すること
 - 十 その他、技術に係る専門的業務に関すること。

(研究技術班の業務分掌)

第4条 研究技術班に、その業務を分掌させるため、次の 4 係を置く。

- 一 研究第一係
- 二 研究第二係
- 三 研究第三係

四 研究第四係

- 2 各係においては、別表に掲げる研究部門における次の業務を分掌する。
- 一 技術上の企画に関すること。
 - 二 研究用機器の運転及び保守管理に関すること。
 - 三 研究用器具及び試薬の管理に関すること。
 - 四 研究材料の維持管理に関すること。
 - 五 研究用試料の調整及び作製に関すること。
 - 六 分析、測定及び観察に関すること。
 - 七 法令の規定等により必要とされる研究用機器の運用及び研究施設の運営に係る記録及び届出等に関すること
 - 八 技術に関する講習会及び研究会の運営に関すること
 - 九 その他、技術に係る専門的業務に関すること。

(技術班の共通する業務分掌)

第5条 第3条2項各号および第4条2項各号に掲げる業務以外に研究所における次の業務を分掌する。

- 一 労働安全衛生管理に関すること。
- 二 研究所共通機器の運転及び保守管理に関すること。
- 三 研究所で行う行事の企画・運営に関すること。
- 四 洗浄・廃棄物処理に係る専門的業務に関すること。
- 五 その他、研究所における技術に係る専門的業務に関すること。

(班長)

第6条 技術班に、班長を置く。

- 2 班長は、技術職員をもって充てる。
- 3 班長は、上司の命を受け、技術班の業務を処理する。

(係長及び主任)

第7条 班の係に係長を置き、必要に応じて係長の下に主任を置くことができる。

- 2 係長及び主任は、技術職員をもって充てる。
- 3 係長は、上司の命を受け、係の業務を処理し、主任は、上司の命を受け、係の業務に従事する。

(技師、主任技術員)

第8条 課又は班に、技師又は主任技術員を置くことができる。

- 2 技師及び主任技術員は、技術職員をもって充てる。
- 3 技師は、課長又は班長の命を受け、専門的見地から所管の業務を処理する。
- 4 主任技術員は、課長又は班長の命を受け、指定された業務を処理する。

(業務の協力)

第9条 各技術班及び各係は、必要がある場合は他の技術班又は他の係の業務に協力するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年基研規則第17号)

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年基研規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成 22 年基研規則第 6 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年基研規則第 3 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年基研規則第 4 号)

この規則は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年基研規則第 3 号)

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年基研規則第 2 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年基研規則第 7 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年基研規則第 2 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年基研規則第 5 号)

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年基研規則第 3 号)

この規則は、令和元年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年基研規則第 1 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年基研規則第 3 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年基研規則第 2 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年基研規則第 2 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

係の名称		左欄の係が分掌する組織の名称
第3条関係	施設第一係	超階層生物学センター トランスオミクス解析室
	施設第二係	超階層生物学センター バイオイメージング解析室
	施設第三係	超階層生物学センター データ統合解析室
	施設第四係	超階層生物学センター 新規モデル生物開発室 モデル生物研究支援室
	施設第五係	超階層生物学センター A I 解析室 生物社会学解析室
	施設第六係	アイソトープ実験センター I B B Pセンター 安全衛生管理室
第4条関係	研究第一係	共生システム研究部門 環境光生物学研究部門 クロマチン制御研究部門 進化発生研究部門 幹細胞生物学研究室 分野横断研究ユニット
	研究第二係	細胞動態研究部門 植物環境応答研究部門 生物進化研究部門 再生生物学研究室 オルガネラ制御研究室 ゲノム情報研究室
	研究第三係	初期発生研究部門 生殖細胞研究部門 進化ゲノミクス研究室 神経生理学研究室 バイオリソース研究室
	研究第四係	神経行動学研究部門 定量生物学研究部門 分子細胞学研究部門 光物理生物学研究部門 神経細胞生物学研究室 時空間制御研究室
備考		